

**島本町立中学校**

# **部活動の在り方に関する方針**

**(部活動ガイドライン)**

令和5年8月改訂

**島本町教育委員会**

# 目次

<b>1</b>	<b>部活動の意義と位置づけ</b>	<b>1</b>
<b>2</b>	<b>部活動の適切な運営のための体制整備</b>	<b>2</b>
(1)	部活動の方針について	2
(2)	開かれた部活動	3
(3)	指導・運営に係る体制の構築	3
(4)	部活動支援のための制度	3
<b>3</b>	<b>安全で円滑な部活動の推進のための取組</b>	<b>4</b>
(1)	適切な指導の実施	4
(2)	事故防止と安全管理	5
(3)	学校外への引率	5
(4)	緊急時の対応	6
(5)	保護者との連携	6
<b>4</b>	<b>部活動の効果的な指導をめざして</b>	<b>6</b>
(1)	適切な休養日及び活動時間の設定	6
(2)	自主的・自発的な部活動運営	7
(3)	体罰・暴力行為・ハラスメントの排除	7

## 1 部活動の意義と位置づけ

- 学校教育の一環として行われる部活動は、スポーツ及び芸術文化、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア、趣味等の活動（以下、「芸術文化等の活動」という。）に興味と関心を持つ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録・大会等に挑戦する中で、生徒に次のような様々な意義や効果をもたらすものと考えられる。
  - ・ 部活動の楽しさや喜びを味わい、生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができる。
  - ・ 体力の向上や心身の健康の保持増進につながる。
  - ・ 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
  - ・ 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
  - ・ 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより、学級内とは異なる人間関係の形成につながる。
  
- また、部活動は、学校教育の一環として行われるものであるが、生徒の自主的、自発的な参加によるものである。生徒の間には、好きなスポーツや芸術文化等の技能を高めたい、記録を伸ばしたい、一定のペースでスポーツや芸術文化等に親しみたい、放課後を有意義に過ごしたい、信頼できる友達を見つけたいなど、部活動を行うに際して様々な目的、目標がある。
  
- このように、部活動は、各学校の教育課程での取組とあいまって、学校教育が目指す生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしている。
  
- しかしながら、部活動における過度な活動等は、生徒の心身のバランスのとれた発達を妨げるという問題があるとともに、教員においても、部活動が長時間勤務の要因の1つになっている。
  
- よって、各部顧問は、運営・指導者としての一方的な方針により活動するのではなく、生徒との意見交換等を通じて生徒の多様な部活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、各活動の目標、指導の方針を検討、設定することが必要である。
  
- この場合、勝つことや優秀な成績を残すことのみを目指すことのないよう、生徒が生涯にわたってスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意した目標や指導の方針の設

定が必要である。

- さらに、この目標の達成に向けて、長期的な期間や各学年等での指導(活動)内容とそのねらい、指導(練習)方法、活動の期間や時間等を明確にした計画を作成し、入部の際や保護者会などで生徒や保護者等に説明し、理解を得ることが重要である。
- このようなことから、スポーツ庁及び文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(令和4年12月)」及び大阪府教育委員会が策定した「大阪府部活動の在り方に関する方針(平成31年2月)」に則り、部活動の活動時間及び休養日の設定、その他適切な部活動の取組について、本方針を策定する。
- 本方針は、中学校段階の部活動を対象とする。
- 生徒や指導する教員にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的や競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
  - ・ 生徒が、スポーツや芸術文化等の活動を楽しむことで、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することや、芸術文化等に親しむための資質・能力の育成を図ること。
  - ・ また、バランスのとれた心身の成長を促すとともに、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動等のバランスにも十分に配慮すること。
  - ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
  - ・ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

## 2 部活動の適切な運営のための体制整備

### (1) 部活動の方針について

ア 校長は、学校教育目標及び本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、学校のホームページ等への掲載により公表する。

イ 校長は、生徒・保護者が安心して部活動に取り組めるよう組織体制の整備を行う。

ウ 部顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会やコンク

ールなどの日程等) 並びに毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに、毎月の活動実績を報告する。

## (2) 開かれた部活動

ア 校長は、組織の中の部活動として計画的な運営が行われているか、日常的に状況を把握すること。

イ 顧問会議等を定期的実施することにより、教員間の意見交換及び情報の共有化に努め、日常的なチェック機能体制等の整備をすすめ、透明性の高いシステムの構築に努めること。

ウ 学校と保護者が部活動の意義や目標を共有し、開かれた部活動の推進に努め、活動内容や練習内容・成果などを積極的に公開・発信すること。

## (3) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、複数顧問の配置や部活動に関する規定を適宜見直すなど、円滑に部活動を実施できるよう努める。

イ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

ウ 校長は、教員の部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する方針(令和2年文部科学省公示第1号)」、「府立学校における働き方改革に係る取組みについて(平成30年3月)」を踏まえ、業務改善及び勤務時間管理、健康安全管理等を行う。

## (4) 部活動支援のための制度

ア 校長は、部活動に関し、専門的な指導を行う必要があると認める場合、「島本町立中学校部活動指導者派遣事業」を活用し、年度ごとに教員以外の外部指導者(以下「指導者」という。)の派遣を要請することができる。

イ 指導者の資格については、「島本町立中学校部活動指導者派遣事業実施要綱」に基づく者とする。指導者は、年齢が18歳以上で、次のいずれにも該当する者とする。

- ・ 部活動の実技指導等に関して高度な技能と優れた指導力を有する者
- ・ 中学校の部活動の運営方針をよく理解し、指導に熱意を有する者
- ・ 国立又は公立の学校の教員でない者

ウ 指導者は、部顧問の指示のもとに、次に掲げる指導を行う者とする。

- ・ 部活動におけるトレーニング等の専門的かつ高度な技術指導
- ・ 審判等ルールに関する助言及び指導
- ・ その他、部顧問が必要と認めた指導

エ 部顧問と指導者は、日常的に情報共有や安全管理等の協議・連携を行い、円滑な部活動運営をめざすものとする。

### 3 安全で円滑な部活動の推進のための取組

#### (1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部活動の指導者（顧問、部活動指導員や外部指導者等）は、部活動の実施にあたっては、運動部、文化部に関わらず、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」を参考にしながら、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 部活動の指導者は、生徒の健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取る必要があること、加えて、過度の活動等が、必ずしも能力の向上につながらないことや、生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。あわせて、生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図りながら、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつも効果が得られる指導を行う。その際、競技種目、分野の特性等を踏まえた科学的・合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングや活動を積極的に導入すること。

ウ 指導にあたっては、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

エ 近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の部活動において熱中症事故が懸念されることから、活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒への健康観察など健康管理を徹底するなどの事故防止対策を講じる。その際、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、活動場所において、暑さ指数（WBGT指数）が28℃以上で「嚴重警戒」、31℃以上で「運動は中止」とする等、適切に対応すること。また、暑さ指数の計測は、活動前、活動中に定期的に測定すること。

## (2) 事故防止と安全管理

ア 部活動中のけがや事故を未然に防止し、安全な活動を実現するために、学校は万全の体制づくりを行う。

また、生徒自身が危険を予見し、積極的に自ら並びに他人の安全を守るための態度を身につけるように、日常的かつ継続的に指導する。

イ 部顧問と指導者は、個々の生徒の健康管理と安全の確保に努め、日々、生徒の体調や心身の状況等を把握し、生徒の体力や技能レベルを考慮した指導計画をたてること。

ウ 施設・設備・用具等は、常に整理整頓して安全に配置・設置するとともに、定期的な安全確認を行うこと。

エ 校長は、毎年度通知している「体育・スポーツ活動における事故防止について」の周知を徹底し、部活動における事故の防止に努めること。熱中症対策のための気温・湿度・暑さ指数（WBGT指数）等の把握はもとより、暴風や雷、ゲリラ豪雨、光化学スモッグなどの気象情報を事前に収集し、危険が予測される場合は部活動を中止するなど、必要な措置を講じること。

オ 校長は、AEDの使用方法や心肺蘇生法等の安全教育に関する校内研修を年間指導計画の中に位置付け、計画的に実施するように努めること。

## (3) 学校外への引率

ア 他校との交流や試合、コンクールなどへの参加・出場など、校外へ出かける場合には、安全確保や目的、行先、集合・解散時間及び費用等について、保護者への説明責任等に十分留意すること。

イ 移動中及び活動場所におけるマナー、ルールの遵守を指導し、他校生とのトラブル、盗難防止に配慮すること。

#### (4) 緊急時の対応

ア 学校内外を問わず、生徒のけがや事故に対し、迅速かつ適切な対応が行えるよう、学校全体の救急や緊急連絡体制を確立し、全教員で共有すること。その場合、個人情報取り扱いについては十分に注意を払うこと。

イ 校長が不在の場合や、学校外での活動時に事故が発生した場合においても、学校が組織的に対応できるよう、事故発生時の指揮命令者を明確にし、教員が通常と異なる場合の役割分担や連絡体制を定めておくこと。

#### (5) 保護者との連携

ア 学校は、部活動に対して保護者の正しい理解を得るために、公開授業などにおいて部活動参観や懇談等を開催し、部活動の様子を発信すること。

イ 学校は、保護者に対して、部活動の意義や学校としての考え、指導方針、練習計画・練習内容・活動時間・休養日等を明確にすること。

また、部顧問は、学級担任や保護者との連携を十分に図るよう努めること。

## 4 部活動の効果的な指導をめざして

### (1) 適切な休養日及び活動時間の設定

ア 部活動を行わない日（以下「休養日」という。）及び活動時間については、成長期にある生徒が、活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

○ 休養日の設定は以下のとおりとする。

- ・ 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加や他校との交流や試合、コンクールへの出場等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

- ・ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

○ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。以下同じ。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 校長は、2（1）に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定にあたっては、本方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。

ウ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態、分野、活動目的や競技種目等を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、町共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

エ 休養日及び活動時間については、学校の実態や全体の活動状況も踏まえながら今後も検討を続け、より適切に対応することとする。

## (2) 自主的・自発的な部活動運営

ア 部顧問と指導者は、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒の個性を理解し、生徒が主体的な判断のもと、自主的・自発的に活動できるよう、生徒第一主義（プレイヤーズファースト）の考えに基づき指導すること。

イ 部顧問と指導者は、大会で勝つことのみ、コンクールで優秀な成績を収めることのみを重視した指導者本位の活動にならないよう配慮し、生徒の長期的なスポーツ活動や文化活動を見通した育成を主とした部活動を行う。

## (3) 体罰・暴力行為・ハラスメントの排除

ア 部顧問と指導者は、体罰や暴言・暴力行為、ハラスメントなど、生徒の人権を侵害する行為を禁止し、生徒の人権を尊重し、楽しく学び自ら成長しようとする意欲を育む教育活動の実践に努める。

イ 部顧問と指導者は、日常の指導においても、生徒とのコミュニケーショ

ンの充実を図り、科学的・合理的な練習方法の工夫に努め、指導方法だけでなく、部活動の運営（マネジメント）についての専門的な知識や技術の習得にも努めること。

ウ 部顧問と指導者は、生徒の間の人間関係形成や人権感覚の育成とともに、生徒による暴力行為やいじめ等の防止を含めた適切な集団づくりに留意すること。